

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付要綱

令和 4年 4月 1日 制定

(趣 旨)

第1条 福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業は、地域住民が主体となった地域の実情に応じた「生息環境管理」や「被害防除」等の総合的な対策の実施や、麻酔銃等の整備を行うことにより、野生鳥獣による生活環境被害を防止するとともに、野生鳥獣との共生を図ることを目的とする。

福島県は、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 事業主体は、次項に掲げる条件を満たす市町村とする。

- 2 補助金は、市町村が前条の目的を達成するため、別表1に掲げる事業を行う場合に、当該事業に要する別表2に掲げる経費について交付する。
- 3 補助金の額は、補助事業ごとに別表1に掲げる補助率の範囲内で知事が定める額とする。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項に規定する補助金の交付申請は、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事が定める日までに行うものとする。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 事業に係る見積書（任意様式）
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 2 規則第4条第2項第1号に定める書類については、添付を省略する。
- 3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の割当通知)

第4条 知事は、第2条第3項に掲げる補助率の範囲内において、市町村に対し補助金の割当通知（以下「内示」という。）を行うものとする。

(交付決定通知)

第5条 知事は、申請に係る補助事業が適正であると認められるときは、交付決定通知書（以下「指令」という。）により市町村に通知するものとする。

(補助金交付の条件)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、別表1の事業の欄に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ同表の軽微な変更の欄に掲げる変更とする。

- 2 規則第6条第1項第5号に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業者等に対し補助金を交付するときは、規則第18条に準じた規定を設けること。
 - (2) 前号の規定により、財産処分の制限をした場合において、処分制限期間内に承認をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) その他規則及びこの要綱の定めに従うべきこと。
- 3 市町村は、補助事業の完了後においても補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

(事業の実施)

第7条 事業の着手は、原則として指令に基づき行うものとし、市町村は事業に着手したときは、速やかにその旨を福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業着手届(第3号様式)により知事に届け出るものとする。ただし、内示後であって、やむを得ない事情により指令前に着手する必要がある場合には、市町村は、次の各号に掲げる条件を承諾の上、あらかじめ福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業指令前着手届(第4号様式)を知事に提出するものとする。なお、指令前に着手する場合には、指令前までの損失等について、自らで負担することを了知の上で行うものとする。

- (1) 諸般の事情から補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。
- (2) 補助金交付決定前に事業計画を変更しないこと。
- (3) 補助金交付決定前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。

(変更・中止・廃止の承認申請)

第8条 規則第6条第1項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業変更(中止・廃止)承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(申請を取り下げることができる期日)

第9条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、指令を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(状況の報告)

第10条 規則第11条の規定による事業の遂行状況報告は、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業実施状況報告書(第6号様式)により、補助金の交付決定のあった年度の11月30日時点において、当該年度の12月20日まで行うものとする。

2 市町村は、当該事業が完了したときは速やかに福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業完了報告書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条の規定による実績報告は、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金実績報告書(第8号様式)に次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して60日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行なうものとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 事業委託に係る報告書(任意様式)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者等に額の確定通知書により通知する。ただし、第5条で定める指令の交付決定額が確定額と同一の場合は、確定通知書を省略できるものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 指令を受けた市町村は、事業が完了した場合は、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付請求書(第9号様式)を速やかに知事に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書きに規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分制限を受ける期間
1 不動産及びその従物 2 その取得価格が10万円を超えるもの	減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和委43年大蔵省令第15号）別表に定められている財産の処分制限期間を準用する。

(会計帳簿の整備等)

第15条 補助金の交付を受けた市町村は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない（別に定めるものを除く。）。

2 市町村は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る財産管理台帳（第10号様式）を前条に規定する期間について備えておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。
- 2 福島県イノシシ被害防止総合対策実証事業補助金交付要綱は、廃止する。
- 3 令和3年度以前の補助金については、なお従前の例による。

別表1（第2条、第6条関係）

事業名	経費	条件	補助率	軽微な変更	
				経費の配分の変更	事業内容の変更
				次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 野生鳥獣被害防止地域づくり事業	市町村が行う地域の実情に応じた「生息環境管理」や「被害防除」等の総合的な対策の実施に要する経費（ただし、経費については、別表2に定める経費とする）	県が別途契約するアドバイザー派遣を実施する市町村に限る。	定額（1地区の上限2,000千円） 定額の上限を超える部分の補助率は、事業費の1/2以内（1地区の上限1,500千円） ただし、県農林水産部の事業と併用する場合における定額の上限を超える部分の補助率は、2/3以内（1地区の上限2,000千円）	事業費の20%を超える増減。 補助金の増額。 補助金の20%を超える減額。	主たる事業内容の変更。
2 麻醉銃等整備事業	市町村が購入する麻醉銃、ガンロッカー、ガンケース、薬品保管庫などに要する経費	県と契約し、麻醉銃対応に協力する市町村に限る。	定額（上限300千円）	補助金の増額。 補助金の20%を超える減額。	

別表 2（第 2 条関係） 補助対象経費の区分と内容

区 分	内 容
1 賃金	臨時作業員等、日々雇用者に対する賃金支払いに要する費用
2 諸謝金	講師、専門家等の招聘、原稿執筆に対する諸謝金にかかる経費
3 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費
4 備品費	単価 10 万円以上で、反復利用に耐える物品や機器の購入等に要する経費
5 消耗品費	単価が 10 万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼付、図面焼増等に要する経費
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費
8 委託費	木の伐採、柵の設置等に係る業務を委託する場合に要する費用。ただし、柵については設置時のみとする。
9 使用料及び賃借料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、高速道路料金等に要する経費
10 その他	その他必要な経費で知事が承認した経費

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
氏 名（市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付申請書

年度において、下記のとおり福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業を実施したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第4条第1項の規定により、補助金を交付してくださるよう申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の内容及び経費の配分 第2号様式のとおり
- 3 事業着手予定及び完了予定年月日 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 本件責任者及び担当者
責任者氏名
担当者氏名
連絡先

第2号様式－1(第3条、第11条関係)

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業計画書(事業実績書)

(野生鳥獣被害防止地域づくり事業)

1 市町村の状況

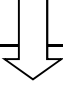
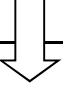
市町村名	被害防止計画の策定状況			
	計画名	作成年月日	変更年月日	計画期間
被害防止計画上の対策				
当該事業での対策				

2 地区の概況

地区名	人口	戸数	主な作物	連携する福島県農林水産部の事業
	人	戸		無:有(事業名:)
主な被害作物	被害面積(ha)	被害金額(千円)	主な獣種	

* 連携する福島県農林水産部の事業は、現在実施中のもの又は完了後の状況報告を行っているものに限る。

3 地区の鳥獣被害対策の現状・課題

現 状 	・ ・ ・ ・
課 題 	・ ・ ・ ・
事業内容及び 期待できる効果	・ ・ ・ ・

* 箇条書きで記載する。

* 「現状」－「課題」－「事業導入の目的及び期待できる効果」は、対応するように記載する。

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業計画書(事業実績書)
(麻醉銃等整備事業)

市町村名					
麻醉銃を取り扱う 専門職員の氏名					
事業計画 (又は事業実績)	<input checked="" type="checkbox"/>	事業項目	事業内容(型番・メーカー)・量	事業費(円)	内訳
					県補助金(円) その他(円)
	<input type="checkbox"/>	①麻醉銃			
	<input type="checkbox"/>	②ガンロッカー			
	<input type="checkbox"/>	③ガンケース			
	<input type="checkbox"/>	④薬品保管庫			
	<input type="checkbox"/>	⑤その他麻醉銃整備 に必要なもの(※)			
	計				

※ 薬品、投薬器等の消耗品は除く。

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
氏 名 （市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業着手届

年度において、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業に下記のとおり着手しましたので、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業着手及び完了予定年月日
- | | | |
|---|---|-----|
| 年 | 月 | 日から |
| 年 | 月 | 日まで |

第5号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住所
氏名 （市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業変更（中止・廃止）承認申請書

下記により 年度福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業計画を変更（中止・廃止）したいので、福島県補助金等の交付等に関する規則第6条第1項第1号（第2号）の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金等の交付年月日及び番号 年 月 日付け福島県指令 第 号
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 変更事業計画の内容
- 4 事業の内容及び経費の配分

（注）「変更事業計画の内容」及び「事業の内容及び経費の配分」の欄は、事業計画書（第2号様式）に準ずる様式により、変更前と変更後の内容が対比できるように記載すること。

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住所
氏名 （市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業実施状況報告書

年度福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業の遂行状況について、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金等の交付年月日及び番号
- 2 事業遂行状況（任意様式）

第7号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
氏 名（市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業完了報告書

年度福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業を下記のとおり完了しましたので、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により報告します。

記

市 町 村 名	
交付決定年月日	年 月 日付け福島県指令 第 号
交 付 決 定 額	
着 手 年 月 日	
完 了 年 月 日	

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
氏 名（市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金実績報告書

年度において、下記のとおり福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業を実施したの
で、福島県補助金等の交付等に関する規則第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおりそ
の実績を報告します。

記

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1 事業の内容及び経費の配分 | 第 2 号様式のとおり |
| 2 事業着手及び完了年月日 | 年 月 日から
年 月 日まで |

第 号
年 月 日

福 島 県 知 事

住 所
氏 名（市町村長）

福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助金交付請求書
年 月 日付け福島県指令 第 号をもって交付決定のあった福島県野生鳥
獣被害防止地域づくり事業補助金について、福島県野生鳥獣被害防止地域づくり事業補助
金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

交付決定額（A）	円
今回請求額（B）	円
残額（A－B）	円

財産管理台帳

市 町 村 名 :											
地 区 名 :		事業実施年度 :	年度	事 業 名 :							
事業名	事業内容	事業量	設置箇所	経費の区分（負担区分）			処分制限期間		処分の状況		適用
				単位：円			耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
				事業費 (A+B)	補助金 (A)	市町村費 (B)					

- 注 1 処分制限年月日欄は、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式によりがたい場合には、処分制限年月日欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に替えることができる。